

## 住民説明会（第2回）

日時：平成27年4月14日（火）14：00～16：00

場所：阿倍野区民センター

（司会）

それでは、大変長らくお待たせ致しました。定刻になりましたので、ただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催致します。

開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりごあいさつを申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さん、こんにちは。私、大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼をして、この場からごあいさつをさせていただきます。本日は本当にお忙しい中、また、お足下が悪い中、特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力をいただいておりますことを、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

この説明会は、先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で特別区設置協定書が承認をされまして、来たる5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。このため、法律 この法律の名前は「大都市における特別区の設置に関する法律」というものでございますけれども、この法律に基づきまして大阪市長が行う説明会でございます。従いまして、本日、橋下市長も、後ほど皆さまに直接説明させていただくべく、こちらのほうに参っていただく予定ですが、まず、われわれ事務局のほうで、最初に皆さまにお配りをしておりますパンフレット、これに基づきまして、特別区設置協定書、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初にお断りをしなければならぬのですけれども、この特別区設置協定書に記載しております内容、これについては、例えば、「住民サービスを、このように充実を致します」とか、あるいは「新しいまちづくりを、このように進めます」とかいう、いわゆる将来計画のようなものではございません。この特別区設置協定書は、住民サービスをどうしていくのか、あるいは新しいまちづくりをどう進めていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みを示したものでございます。具体的には、現在の人口270万人の大阪市、政令市である大阪市を、35万人から70万人の5つの特別区として、皆さんに選ばれた公選の区長さん、区議会議員の皆さまで、そういうものを設けること。それと、今まで大阪府と大阪府が両方担ってまいりました、いわゆる広域行政といわれる仕事の分野がございまして、これを大阪府に一元化すること。つまり、自治の仕組みそのものをどうしていくか、これから皆さんにサービスを提供していく役所の形をどうしていけばいいのか、こ

うような内容を、この協定書には記載しているところでございます。そういう意味では、今までにないものでございますし、皆さまに本当になじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくというところで、部分的には本当に難しい部分もあるかと思いますが、本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆さま方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、できる限り、われわれ、分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、最後に、諸事の都合により、われわれ壇上からの説明になることを、また入場の際して金属探知機の検査など、たくさんのご不自由をお掛けしていることに対しまして、お詫びを申し上げますとともに、5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいよう、お願いを申し上げます、最初のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願ひ致します。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局の広域事業再編担当部長の吉村でございます。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

ただ今、ご紹介に預かりました吉村と申します。今日は、ひとつ、よろしくお願ひ致します。

(司会)

事務局からの説明終了後に、橋下市長と羽東区長が出席致します。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます大都市制度担当課長の本屋と申します。よろしくお願ひ致します。

まず、本日の日程についてご説明致します。初めに、説明パンフレットを使って事務局から30分程度、説明の時間をいただきたいと思います。その後、市長が参りますので、市長からスライド等を使いまして協定書に関する説明をお願いします。それで、最後に会場からの質疑応答を行う予定としております。終了は16時、午後4時を予定しております。

お手元の資料をご確認ください。39ページものの冊子、特別区設置協定書についての説明のパンフレットです。それから、A3の1枚両面で協定書に対する意見をまとめた資料。それから、皆さんへのお願いのA4の1枚もの。その3つ、ございますでしょうか。お手元がない方がおられましたら、手を挙げていただいたら職員がお持ち致しますので、よろしくお願ひ致します。大丈夫でしょうか。

そしたら、続きまして、繰り返しになって本当に恐縮なんですけれども、開催にあつ

でのお願いでございます。会場内では飲食・喫煙はできません。ペットボトルは、かばんにしまっただきますよう、お願い致します。携帯電話・スマートフォンは、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話をご遠慮をいただきますよう、お願い致します。お手持ちの傘のほうは、申し訳ありませんけれども、お足下、椅子の下にお置きいただきますよう、お願い致します。本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、ご了承ください。お配りしている「皆様へのお願い」にお示ししておりますけれども、進行の妨げになるような行為、他の来場者のかたがたにご迷惑になるような行為はご遠慮いただきますよう、お願い致します。注意してもおやめいただけない場合は、ご退出いただくことがありますので、どうかよろしくお願い致します。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために、皆さまのご理解・ご協力が必要となりますので、何とぞよろしくお願い致します。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。吉村部長、よろしくお願い致します。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

それでは、私のほうから、お手元の「特別区設置協定書について(説明パンフレット)」と書いてあります冊子に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、表紙と、その次のページをおめくりいただけますでしょうか。ちょっと説明のほうは座らせていただきますので、ご了承ください。「協定書のイメージ」と書かれた見開きの2ページ、3ページから4ページがございます。こちらのほうから順を追ってご説明をさせていただきます。このページにつきましては、左のほうが現在、右のほうが特別区設置後ということで構成をされております。左の現在の説明ですが、こちらに記載されますように、国では大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。具体的に大阪市で言いますと、1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。また、大阪府と大阪市の両方が、左側の下のほうですけれども、広域機能の枠に記載しているような産業・港湾などの事業を、全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々で行っている状況です。これを、真ん中から右に記載していますように、産業・港湾などの広域機能を大阪府に移す。これは下の部分にありますけれども、これら広域機能を大阪府に一元化することで、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、右の上ですが、これら広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎的自治体として、35万人から70万人の5つの特別区を新たに作る。これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで、住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービスを行っ

ていく。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは、順次、特別区設置協定書の内容等についてご説明致します。

1枚おめくりいただきまして、右側のページ、6ページをご覧ください。特別区設置協定書の内容のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として「特別区」「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて「今後のスケジュール」をご説明致します。まず一番上の枠囲い、「特別区とは」というところをご覧ください。先ほども述べましたが、特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対して、現在、皆さんがお住まいの区は行政区といいますが、「参考」のところですが、区長は市長が任命する職員でありまして、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っていません。その下の枠囲い、「協定書とは」という欄をご覧ください。特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事はどうかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。次に、その下段、「今後のスケジュール」という枠囲いをご覧ください。こちらについてご説明します。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

それでは1枚、またおめくりいただけますでしょうか。左上に「協定書策定までの背景・経緯」と書いているところをご覧ください。このページ中ほど、「これまでの協議経過」と書いてある以下の枠囲いをご覧ください。こちらでは、協定書ができるまでの背景・経緯についてご説明致します。平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて、大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。その下、赤い波線の枠囲いですが、これも、「参考」をご覧ください。こうした中、平成24年の8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定されました。その下の枠囲いをご覧ください。この「大都市法」の規定に基づきまして、平成25年2月に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後、2月に総務大臣から協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答を頂き、3月には府・市両議会において承認されたところがございます。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明致します。

右側のページをご覧ください。右側の上、「特別区の設置の日」ですが、先ほど申し上げましたように、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票数の半数を超えた場合には、平成29年4月1日に、現在の大阪市内に5つの特別区が設置されることになり

ます。

その下、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明します。5つの特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、真ん中の地図と表をお示ししていますので、ご覧ください。まず、特別区の名称については、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお、湾岸区については、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会におきまして、それぞれの区が歩んできた歴史や、住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたものです。なお、住之江区については、咲洲・南港地区は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ南区となったところです。次に、本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において、住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎に、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区については、知事・市長および議員から構成されます特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所となりました。各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ86名を、北区が19人、湾岸区が12人、東区が19人、南区が23人、中央区が13人と割り振る形で決まったところです。また、議員報酬につきましては、市条例に規定する報酬額の3割減となっております。最下段の枠囲みの「ひとくちメモ」に、現在の24区役所等の扱いを記載しています。現在の24区役所および現在の出張所等は、全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、左側上、「 - 北区の概要」と書いてありますページからは、各特別区の概要として、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しています。併せて、本庁舎とともに支所等についても、その位置を示しています。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところです。

それでは、「 - 北区の概要」をご覧ください。こちらで言いますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。また、北区は、最下段に記載の主要統計の左側真ん中ぐらいになるんですけれども、昼夜間人口比率が153パーセントと、住んでいるかたがたより通勤などで通っているかたがたが多い特性を示しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4パーセントと高い数値になって

います。さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実。大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

続きまして、右側 10 ページ、「 - 湾岸区の概要」をご覧ください。こちらで言いますと、現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は、最下段に記載の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2,000 億円。右側の真ん中ぐらいでございます。5 区の中で最も大きなものとなっています。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能に、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

それでは、1 枚おめくりください。左側のページ上、「 - 東区の概要」と書かれたページをご覧ください。こちらで言いますと、現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。また、東区は、最下段に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、左側の真ん中のところですが、15 歳未満が 12.7 パーセント、65 歳以上が 23.6 パーセントと、それぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。併せて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティーに根差した定住魅力と、多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

右側のページをご覧ください。「 - 南区の概要」と上に書かれているページです。こちらで言いますと、現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また、南区は、最下段に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同様に 15 歳未満が 12.9 パーセント、65 歳以上が 24.4 パーセントと、それぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。併せて、あべのハルカスをはじめ新しい商業施設や、学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる定住魅力ある特別区となっています。

引き続き、1 枚おめくりください。「 - 中央区の概要」と右上に書かれたページをご覧ください。こちらで言いますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。また、中央区では、最下段に記載の主要統計の商業販売額が 18 兆 8,000 億円と、5 区の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。また、中夜間人口比率、こちらのほうも 237 パーセントと極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区と言えます。

最初にご説明しました「協定書のイメージ」で述べさせていただきましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービ

スを、5人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものです。

次に、右側のページ、「町の名称」についてご説明させていただきます。現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年、使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたりましては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えております。こちらは、南区で例に取りましてご説明をさせていただきますと、例えば平野区瓜破の場合、南区平野瓜破、この冊子の例にもございますように、阿倍野区文の里の場合でいきますと南区阿倍野文の里、住吉区长居では南区住吉長居などとするのを考えております。今後、最下段の「ひとくちメモ」にございますように、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

それでは、また1枚おめくりください。左上のところに「特別区と大阪府の事務分担」と書いてあるページでございます。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」と言わせていただきますけれども、この役割分担を示しています。この仕事の役割分担が、特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて、後ほど説明致します職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し調整するのかなどが決められているということです。

まず、オレンジ色の枠囲いですが、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は、保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と併せて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っています。この広域的な仕事の部分につきまして、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを、広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされている、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。そして特別区では、選挙で選ばれた区長、区議会のもと、先ほど説明致しました、それぞれの区の特色などに応じまして、住民の身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきちり分けて、役割分担を明確化するということです。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は、大阪府で担うこととなります。従いまして、特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。その下の枠囲いをご覧ください。現在、大阪市が行っている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたりましては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっております。つまり、現在、大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に代わりますが、その際には、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

1枚おめくりいただけますでしょうか。左側上、「職員の移管(特別区の職員体制)」と書かれているページをご覧ください。ここでは、特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。オレンジ色の枠囲い、「基本的な考え方」に記載のとおり、特別区と大阪府は、先ほど説明致しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがき

ちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備します。中段以下の「職員の移管（イメージ）」の部分をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で、左下に記載のとおり 7 万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載でございますが、特別区設置当初には特別区・一部事務組合・大阪府の合計で真ん中、下のところで 7 万 7,300 人に増える見込みでございます。これは、現在の大阪市の職員構成におきまして、技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたりまして、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものでございます。その後、一番下の右ですが、行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。次に、右のページですが、18 ページ、上に「特別区の行政組織（イメージ）」と書いているページをご覧ください。組織の名称は、あくまでもイメージでございまして、仮称でございまして、5 つの特別区におきましては、選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所などで担っていた住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれるということはありません。

それでは、1 枚おめくりください。左側のページ、19 ページ、上に「税源の配分・財政の調整」と書かれたページについてご説明致します。まず、上段の枠囲いをご覧ください。「税源の配分」とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めるということでございます。

「財政の調整」とは、先ほどご説明致しました仕事の役割分担に応じまして、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、必要な財源 これからは「お金」と申させていただきますが を特別区と大阪府に分けることです。併せて、各特別区に配るときには、特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整することです。次のオレンジ色の枠囲い、「基本的な考え方」に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないように致します。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。併せて、大阪府には、大阪市から移管される大阪城公園のような大規模公園や、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分致します。これは、あくまで市から大阪府に移管される仕事に必要なお金が配分されるということでございます。その下の枠囲いをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後、おおむね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証致します。その際、大阪府で受け取るお金につきましては、大阪市から移管される仕事に使われているか、検証を致します。真ん中より下の枠囲い、「特別区の財源（イメージ）」の部分をご覧ください。皆さまから納めていただく税金については、大阪市から



大阪府に移管した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものです。

それでは、1枚またおめくりいただけますでしょうか。21ページ、左の上、左側のページで、上に「大阪市の財産の取扱い」と書いたページについてご説明をさせていただきます。ここでは、市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ、現在、大阪府が持っている株式など、さまざまな財産が、特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。オレンジ色の枠囲い、「基本的な考え方」に記載しておりますけれども、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、先ほど説明致しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じまして、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪府が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで、市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり、当然、使えます。次に、株式や、大阪府がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。その下の枠囲いをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来、それらの大阪府の仕事が終了した場合には、その財産をどうするのか。その取り扱いについては大阪府・特別区協議会（仮称）で協議致します。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

続いて、1枚おめくりいただけますでしょうか。23ページ、左側の上、「大阪府債務の取扱い」の欄をご覧ください。ここでは、大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載させていただいております。債務の主なものは大阪府債、いわゆる借金でございますが、オレンジ色の枠囲い、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪府債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担を致します。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって必要な財源が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

右側のページ、「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明をさせていただきます。上段の枠囲いがありますが、「一部事務組合、機関等の共同設置」とは、5つ特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合につきましては、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。

こうした仕組みを使って、大阪府内でも、真ん中より下ほどに例示されておりますが、31の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきています。今回、5つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は、平成30年の都道府県移管に向けて関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業や、1つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うのが原則でございまして、一部事務組合で行う仕事は、特別区の全ての仕事のうち、約7パーセントだけです。

それでは、1枚おめくりください。25ページ、「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明をさせていただきます。「大阪府・特別区協議会」とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう、話し合う場です。中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に、23区長の中から選ばれた8人の区長となっています。これを大阪では、大阪府知事と、5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。そして、これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分や、大阪府が引き継ぐ財産について、大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱っていくかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。併せまして、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることと致しております。

右側のページ、26ページ、「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」のほうをご覧ください。こちらにつきましては、上段のオレンジ囲いのところ、「推計の目的・位置づけ・まとめ」の欄をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算でございますことから、それぞれの数値については相当の幅を持って見ていただく必要がありますが、推計結果からは、特別区の財政運営は十分可能ということになっております。その下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は、下のグラフにございますとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、平成29年度から45年度までの累計では約2,762億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して、各特別区は、今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次、1枚おめくりいただきまして、27ページから、さらに1枚おめくりいただきまして左側のページ、29ページまでで、5つの特別区それぞれの財政推計をお示し致しております。

さらに1枚おめくりいただけますでしょうか。左側の上に「みなさんからよくある質問にお答えします」というページがございます。31ページです。最後に、こちらの31ページ、32ページをご覧ください。皆さんからよくある質問と、それに対するお答えを載せています。「よくある質問」と致しましては、「特別区になっても住民サービスは維持されるの?」。左から順番で述べさせていただきます。「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの?」「これまでの地域のコミュニティーや地域の行事などはなくなるの?」「今ある区役所がなくなるの?」「町名は変更になるの?」、右側に移らせていただいておりますが、「運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの?」「特別区の設置後に区名や町名を変更することはできるの?」「大阪府は大阪都に名称が変更になるの?」

が挙げられます。こういった質問に対しまして、それぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますよう、よろしくお願い致します。

私のほうからの説明は以上でございます。

(司会)

どうもありがとうございました。

ここで、市長と区長が到着致しましたので、ご紹介させていただきます。橋下市長でございます。羽東区長でございます。

それでは、市長より協定書の内容等についてご説明申し上げます。市長、よろしくお願い致します。

(橋下市長)

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今、大都市局から協定書の中身についてお話をさせてもらいましたが、僕がこれから話す内容を、皆さんの状況で決めていきたいと思っておりますので、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。さっきの大都市局の説明で、この協定書、特別区設置、いわゆる大阪都構想、これを「よく分かった」という人は、どれぐらいいらっしゃいますか。

(会場の男性)

分かりません。

(橋下市長)

はい。正直に言っていただいて結構です。「何となく、まあ分かった」という方は、どれぐらいいらっしゃいます？ 「いや、まだよく分からない」という人は、「全然、分からない」という。そうですか。分かりました。

では、ちょっと説明をさせていただきます。この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案した、その僕の問題意識、そちらについて、まずお話をさせてもらって。僕は、今は大阪市長ですけども、大阪府知事と大阪市長の仕事をやって、今の大阪の役所には、やっぱり重大な問題があると、そう感じまして。そこで、大阪府庁と大阪市役所をつくり直さなきゃいけないという思いから、この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案したということです。ですから、これは大阪市役所だけを何とかしなければいけないという問題ではなくて、大阪全体を見て、大阪府庁・大阪市役所を何とかしなければいけないという、そういう問題意識から、この特別区設置、大阪都構想というものを提案しました。今から僕が話をする問題意識について、「いや、それは、橋下、あんたの勝手な問題意識だ」ということであれば、これは、今回の特別区設置、大阪都構想というものは、もちろん反対ということになるのでしょうか。仮に、僕が今から話をする問題意識、「それはそ

うだよね」と思ったとしても、だからといって、この特別区設置という解決方法、「役所を1からつくり直すというところまでやらなくてもいいんじゃないの」という人も反対になると、そうなります。ですから、今回、僕が問題意識を説明させてもらうのと同時に、それが、その問題意識というものが正しいのかどうなのかということをご皆さんに考えていただくのと同時に、仮に僕の問題意識が、「そだよね」と思ったとしても、だからといって役所を1からつくり直す必要があるのかどうなのか、今のまんまでも僕の言う問題意識は解決できるのではないかと、そういうところを、ちょっと皆さんにしっかり考えていただきたいと思っております。

早速なんですけども、まず問題意識の1つとして、二重行政というところ。これは、もうずっと僕が知事、市長になって感じていたところで、これが大阪府・大阪市の二重行政の、ある意味一例でもあるんですが、この信用保証協会というものは、中小企業等にお金を貸すときに保証する一種の金融機関みたいなものなんですけれども、これを僕と松井知事との間で、何とか、3年ぐらいかかったんですけども、やっと一本化することができました。その他、大阪府は大阪府で、大阪市は大阪市で、このようなものを持っていると。これは現在の姿でもありますけれども、今の大阪府と大阪市がそのまま存在する限りは、こういう形での、それぞれがそれぞれのものを持っているという、そういう意味での二重行政というものは、将来も続いてしまうと。これを何とか、やっぱり解決しなければいけないというのが、問題意識の1つです。

それから、2つ目の問題意識が、2つ目といいますか、同じ二重行政といいますか、いろんな事業がうまくいかなかったケースなんですけれども、2番。これは、大阪市がいろいろやったことで事業がうまくいかなかったものを、ちょっと列挙をしていますけれども。皆さん、ご存じのように、WTCの1,200億円だったり、これは南港咲洲のATCで1,500億円。こちらのほうは、事業がうまくいなくなって、処理をしなければいけなくなってしまったものを列挙しています。こちらは、土地信託という形で不動産事業を。これは、大阪市役所のほうで、うまくいかなかった事業の一部を列挙しています。特に、こちらはオーク200というものを、事業費1,027億円でホテルを建てたんですけど。ホテルとか、いろんな商業施設が入った、港区弁天町の駅前に建てたものなんですけれども。先日、裁判所での和解という形になりましたが、10年間で、今後650億円払っていかねばいけない。1年で65億円ずつ、皆さんの税金で払っていかねばいけないという事態になっているところです。これが大阪市の一例です。大阪府庁もいろいろありまして、大阪市役所だけじゃないんです。大阪府庁もいろいろあります。こちらが大阪府庁、大阪府のやった事業で、うまくいかなかったいろんなものを列挙しています。こういう形で二重行政、同じものを大阪府と大阪市が持つということだけではなくて、こういう事業の失敗事例もいろいろありまして、ここで、今の大阪府庁と大阪市役所というものを根本からつくり直す必要があるのではないかと考えたのが、まず問題意識の1つです。

そこで、パンフレットの3ページ。ちょっと繰り返しの説明になりますが、3ページのと

ここで、3ページの左側のほうを見ていただきたいんですが。現在の大阪市役所と大阪府庁の仕事の状況というものが、この3ページの左側の図のようになっています。大阪市役所は、皆さんの声を細かく聞きながら、いわゆる日常生活のサポートをする仕事、保健医療とか福祉、小学校・中学校の教育、ごみ処理とか商店街の活性化等、そういう仕事と同時に、大阪市長として、こういう仕事も担当しています。産業、卸売市場、地下鉄・バス、港湾、大学、病院等。これは、大阪市民の皆さんのためだけというよりも、大阪全体に関わる仕事でもあるんですが、この両方を今、大阪市役所が担当しているという状況なんです。大阪府庁のほうは、大阪府庁のもともとの仕事というのは、まさに大阪全体に関わる産業、卸売市場、モノレール、港湾、大学、病院等ということを担当しているんですが。ここで、ご覧になっていただくように、大阪市役所が持っている広域機能、まさに大阪全体に関わる仕事と、それから大阪府庁が担っている大阪全体に関わる仕事、ここが同じ仕事を、大阪市役所と大阪府庁が、同じ仕事をそれぞれやっている。これが重なり合って、二重行政になってしまっている原因ではないかというところから、今、大阪市役所が持っている仕事のうち、産業、卸売市場、地下鉄・バス、港湾、大学、病院など大阪全体に関わる仕事、大阪市役所が今担っている大阪全体の仕事を、大阪府庁のほうに移すということで、大阪市役所と大阪府庁で、仕事、重なっている部分を整理しよう。これで二重というものがなくなるものではないかというのが、今回の特別区設置、大阪都構想の1つ目の解決策のところですよ。

それから、さっき、いろいろ大阪府庁やら大阪市役所、いろんな事業、うまくいかなかったものを列挙しましたけれども、これも大阪府庁と大阪市役所で、しっかり仕事の役割分担をしよう。大阪全体を見て、大阪府庁と大阪市役所で、しっかり仕事の役割分担をしよう。大阪府庁が、とにかく大阪全体の仕事をやってもらって。

大阪市役所のほうは、後で説明をさせていただきますが、特別区というものに役所をつくり直して、そちらは主に医療、福祉、教育。これは、この真ん中へ行かないですが。左のほうですよ。3ページ目の左に書いてある「基礎自治機能」という、この保健医療、福祉、教育、ごみ処理、商店街。まさに皆さんが通常の市役所の仕事だと認識している、その仕事に、特別区というものにして集中させよう。ですから、今、大阪全体を見たときに、大阪市役所が、そういう普段、皆さんの日常生活をサポートする仕事と、それから大阪全体に関わる仕事、これも併せてやっているところ。大阪府庁も大阪全体に関わる仕事をやっている。そういう形で仕事の整理ができてないので、もう大阪府庁のほうに、大阪全体に関わる仕事は全部、任せましょう。そして、こちらの大阪市役所は、今度は5つの特別区というものに分けてみようかなという、そういうことです。5つの特別区に分けて、選挙で選ばれた区長を置いて、今度は、もう大阪全体に関わる仕事ではなくて、主に保健医療、福祉、教育、ごみ処理、商店街の、皆さんの日常生活のサポートをする仕事に集中してもらおうということを考えたのが、特別区設置、いわゆる大阪都構想の考え方です。こうなると、今まで大阪市役所が、さっき一例として出した大型の事業とか、そういうこ

とは、原則、そういうところに力を割くのではなくて、医療、福祉、教育とか、そういうことを、住民の皆さんの生活のサポートに集中してもらおうということで、大阪府と同様の負担は負わなくなるのではないかと考えてのが、今回の特別区設置、大阪都構想の考え方です。

その仕事の役割分担ということに関しまして、ちょっと見ていただきたいのが、15 ページ、16 ページのところなんです。ここを、もうちょっと詳しく説明しますと、15 ページ、16 ページのところに、まずは 15 ページ、左側のほうを見ていただきたいんですけども。ちょっと、これは繰り返しの話になります。さっきの粗い表を、もう少し詳しく書いたところですけども。詳しく書いたものですけども、15 ページ。現在の大阪市役所というものは、住民に身近な仕事 事務というのは仕事という意味です と、広域的な、これは大阪全体という意味ですが、大阪全体の仕事、これを両方やっているわけです。大阪府は大阪府で、また大阪全体の仕事をやっているわけです。ですから、大阪全体の仕事を、大阪市役所と大阪府庁が両方やっちゃっているような状況なので、これを整理しましょうと。それで、大阪全体の仕事は、もう大阪府に任せましょう。そして、住民に身近な仕事は、新しくつくる特別区、大阪市役所を 5 つに分けて、この特別区というところに、住民に身近な仕事を集中してやってもらおう。こうやりますと、こちらの特別区というものは、もう大阪府と同様の負担は負わなくなると、そのように考えたわけです。16 ページ。さらに、こちらのほうに、今後、大阪全体の役所、大阪府庁と大阪市役所が仕事の役割分担をやって、大阪府はこういう仕事をやりますと。大阪全体の成長、都市の発展および安心・安全に関わる仕事。大阪府庁が、これからこういうものを全部、引き受けますよと。そして、大阪市役所は特別区に変わって、今度、この特別区は、ここに掲げているような住民生活、福祉・健康、まちづくり、産業、環境、教育と、こういう仕事に集中してもらおう。これは、今の大阪府庁と大阪市役所、仕事が整理できてないものを、しっかり大阪府庁と特別区というものを、役所をつくり直して、仕事を整理しましょう。これによって二重行政をなくして、先ほど列挙したさまざまな大きな仕事の失敗、そういうものが防げると考えたところから、この特別区設置、大阪都構想というものを提案したと。これが問題意識の 1 つ目です。

問題意識の 2 つ目なんです。これは、大阪を発展させるにあたって、大阪市という視点だけでものを見ていくことでいいのかという問題意識が。これは知事のときに、そういう問題意識を持ちまして。やっぱり大阪の発展ということを考えた場合には、大阪全体を見渡さなければいけないんじゃないのかと。そういう問題意識から、大阪の発展を考える際にあたって、大阪全体をきちんと担当する役所が必要ではないかと、そういう問題意識に至ったわけです。

これは、例えば地下鉄のあの図を。地下鉄のあの。

(橋下市長)

大丈夫ですよ。こちらの図は資料には入っていません。これが東京全体の今の地下鉄の状況で、いろんな私鉄と相互乗り入れしている。13 路線中、相互乗り入れは 10 路線。で、今の大阪の状況は、もちろん都市の大きさも違うので、それは、線路の数は違うんですけども、大阪の場合には 9 路線中、相互乗り入れは 3 路線。もちろん、地下鉄と私鉄は簡単に接続できるようなものではありません。技術的な問題がいろいろありますので、簡単にできるものではありませんが、ただ、地下鉄の問題というのは もう一度、東京のほうを。地下鉄のネットワークというものは、どういう視点で考えなければいけないのかと。これは、大阪市内の視点で考えるのか。いや、そうではなくて、大阪区域全体で考えるのか。どちらに重きを置くかということです。

それから、高速道路。15。はい。高速道路、これは東京なんですけども、この間、中央環状線というものを開通しまして、新宿と羽田が、今まで 40 分かかっていたところが 20 分に短縮しました。東京は今、もう、こういうものができているんです。この高速道路というものを考えたときに、どういう視点で考えなければいけないのか。こちら以降は、今の大阪の状況で。ここを、ずっと高速道路を今、環状線、もうちょっとでできそうなんです。実は、ここ、この辺り、赤の点線のところが、ずっとこれまで計画が進んでこなかったところだったんです。これは担当するところが、一部が大阪府、一部が大阪市ということで、なかなか話がうまく進まなかった。今回、僕と松井知事で「これもやろう」ということを決めまして、進めていくことになったんですが、それでも、これが出来上がるまでに 20 年とか 30 年とか、30 年まではいかないですが、二十何年とかかかってしまう、そういうものなんです。

ですから、さっきの地下鉄とか、こういう高速道路というものは、大阪府・大阪市で話し合いをしながら決めていくべきものなのか。いや、そうではなくて、大阪全体を見渡す役所のほうに、もう、そういう仕事は全部、任せたい方がいいのか。ここで、僕の知事と市長の経験からの考え方としては、さっきの 17 番、ごめんなさい、16 番、こういう地下鉄とか、15 番、高速道路というものは、大阪府と大阪市で話し合っただけよりも、もう大阪府のほうに、大阪全体のことを考えて、その仕事をやってもらう方がいいのではないのかということ考えたのが、この特別区設置、大阪都構想の考え方です。

ただ、一方、今のままでいいじゃないかと、大阪府と大阪市が話し合いをして進めていけばいいじゃないかという考えの方は、あえて特別区設置なんかはしなくてもいいというふうに言っています。大阪都構想に反対をしているということです。

東京の、その他、ちょっと参考までに。例えば 18 番。例えば、東京は今、成田空港と羽田空港が、これ、地下鉄網を介して、もう結び付いているわけです。これは都営で。都営はこっちから出るんですか。これは結び付いていると。羽田 - 成田間が、もう今は直通 93 分。今度は、品川 - 羽田空港も最速 14 分になったとか。いろんな空港と鉄道を結び付ける話とかは、今、東京で、どんどん進んでいます。

ちょっと、この空港のほうは、国がやっているような話でもあるんですが。空港のほう

も、今は羽田空港も滑走路が 4 本に増えて、そちらのほうに、外国人観光客も含めて、どんどんお客さんが増えていっていますから。成田も羽田も国際線が飛ぶようになって、外国人が。あとビジネスマンですね。羽田の場合は、ビジネスマンとかがどんどん増えていきますので。この空港を利用するビジネスマンが。ですから、この鉄道と空港を結び付ける、こんな話とか、東京のほうでは、今どんどん進んでいるような状況です。

また、東京、ご存じのように、19 番、今は北陸新幹線なんかもできていたりとか、今度は、2027 年には東京 - 名古屋間でリニアモーターカーが開通するとか、東京圏が今どんどん発展していっていると。また、20 番。これは、ちょっと図、見にくいかもしれませんが。昔は上野で終点なんていうような、東北線とか、そういうものは上野が終点になっていたんですけど、それも、上野と東京も結ばれて、それがもう神奈川、それから、こちらのほうに、大宮のほう、埼玉、群馬、栃木。こういうのも、どんどんつながってきている。上野東京ラインなんて、本当、最近よく報道でありますけども、上野 - 東京がバツとレールで結ばれるようになったとか。

結局、こういう今みたいな話を、大阪府・大阪市というところで話し合っただけを進めていくのか。大阪全体のことは大阪府のほうに任せてしまうほうがいいのか。そこが、特別区設置、大阪都構想の賛成・反対の分かれ目になるところであります。

例えば、その数字なんかで、統計のほうで、やっぱり大阪全体、大阪の発展を目指そうと、大阪をどんどん良くしようと思えば、いろんな数字を改善していかなくちゃいけないわけです。

8 番。これ、今の大阪の法人数。大阪で、やっぱり企業を増やさないで、大阪が元気にならないだろうと。こういう数字も僕らは見ながら、何とか、これ、数字が良くなるのか。大阪のほうにどんどん会社が来ないのか。そういうことも、いろいろ考えているわけです。

それから外国人観光客。9 番。これも、外国人観光客にもどんどん来てもらったほうが、外国人観光客に飲み食い、買い物をしてもらったほうが、大阪の消費が上がるから、この数字をどんどん、やっぱり伸ばしていかなくちゃいけないということも考えるわけです。

10 番。その外国人観光客が増えている影響もありますけども、今、大阪のデパートの販売額というものの増加率が、販売額がどんどん上がってきていると。全国の中でもトップクラスで、もう上がってきているような状況もあるわけです。こういうものも伸ばしていかなくちゃいけないということも考えるわけです。

それから、ホテルなんかも見てもらいたいですけど。11 番。大阪のホテル。これも、やっぱり、どんどんホテルの稼働率、ホテルに泊まってくれるお客さんが増えれば、大阪というものが、ある意味、活性化してくるだろうと。

12 番。そういうことを併せもって、有効求人倍率、大阪の仕事を、やっぱり増やしていく。これも僕らがいろいろ考えているところです。

で、仕事を増やすことと同時に、失業率を下げっていく。13 番。失業率も下げっていくということ、一生懸命、考えなくちゃいけない。



全体で景気が良くなれば、地価も上がっていくんですが。14番。地価が下がるよりも、上がるようなこと。どうやって地価上昇という、そういうことを狙っていくのか。

要は、大阪を元気にするためには、人に集まってきてもらって、お金を集めて、お金がどんどん大阪に来るようになって、そのことによって仕事も増え、失業率も下がり、土地の値段も上がっていく。これが景気の好循環のサイクルですけども。こういうことを考えるときに、大阪市内に注目しながら物事を考えて、いろんな政策をやっていくのか。それとも、いや、大阪市内という、そういうところを、ちょっと枠を飛び越えて、大阪府全体で、大阪全体で物事を見ていくのか。そこが、この特別区設置の賛成・反対、分かれるところですよ。

ちょっと、僕の問題意識は、もう今みたいな話は、その外国人観光客の話だったり、有効求人倍率、失業率の話、デパートの販売額の話とか、そういうもの、それから地下鉄の話、高速道路の話、空港と鉄道を結ぶ話、そういうものは、大阪全体で物事を考えなければいけないんじゃないのかというのが、僕の問題意識です。

それは、事業所集積。5番。感覚的なものと、大阪全体で考えなきゃいけないという。感覚的なものだけじゃなくて、当然、これ、大阪市内のいろんな企業とか、そういうものは、大阪市の周辺部の市町村の住民とか、それから大阪市周辺部のいろんな商売をやっている人たちから支えられて。大阪市というものは周辺部に支えられて、この大阪市の経済活動というものが成り立っているんだという考え方も、僕はしていますので。ですから、大阪全体を見渡して。先ほど言いましたね。大阪の経済の活性化というものは、大阪全体を見なければいけないというふうに考えています。これは、実際に事業所集積 事業所、仕事をやっている事務所といいますか、そういう場所が、いわゆる事業所というものがどう集まっているかなんですけども。今、大阪市内だけじゃなくて、もう大阪市の周辺部に、こういうふうに事業所が広がっている状況なんです。これでも、大阪市内だけを見ておけばいいと考えるのか。それとも、やっぱり大阪全体のことを見て、大阪全体を、発展していくことを考えなければいけないのか。僕の問題意識は、大阪全体を見るべきだという考え方です。

人の移動で。6番。事業所の集積だけではなくて、これは人の移動の状況ですけども、人の移動も、もう今や大阪府内に人の移動というものは、広範囲にわたって人が行き来しているわけです。こういうことも考えると、大阪市内だけを見て何か物事を考えるのではなくて、大阪の発展というものを考える場合には、大阪全体で。地下鉄のネットワークとか高速道路のことも含めて、そうなんですけども、大阪全体のことを考えて、ものを見ていかなければいけないのではないかと。そうしないと、大阪の発展というものはないのではないかと。そういう考えから、もう大阪全体に関わることは大阪府庁に全部お任せしてしまおうと。そういう考え方の中で提案したのが、今回の特別区設置、大阪都構想です。

一方の考え方、もう一方の考え方は、いやいや、やっぱり大阪市役所と大阪府庁の2つの役所が、それぞれ話をしながら、協議をしながら、いろいろ大阪の発展を考えていった

らいいんじゃないかというのが、もう一方の大阪都構想反対派の反対する考え方です。

これが問題意識の 2 番目です。

ですから、二重行政というものをなくして、それから、さまざまな、これまでいろいろ失敗してきた事業、大きな事業の失敗、これをしっかり止めるためには、仕事の整理をしましょう。大阪府庁と大阪市役所で二重になっている大阪全体の仕事が、ここは大阪府庁と大阪市役所それぞれ担っていたので、ここが二重になっていた。ですから、これを一本化、大阪府庁のほうに包括すれば、二重行政はなくなるだろう。それから、今度、大阪市役所のほうは、医療、福祉、教育と、皆さんの日常生活に近い、住民の皆さんのところに密接なサポートをしていく、そういうところに集中させることによって、大きな負担は負わなくなるだろうということを考え、そして、今度は大阪全体の発展のことを考えた場合には、大阪の発展のことを考えた場合には、大阪全体のことに関わる仕事は、もう大阪府庁に全部、任せたいほうがいいだろうということから、この特別区設置、大阪都構想というものを提案しました。これが 1 番目、2 番目の問題意識です。

そして、3 番目の問題意識は、今度は、ちょっと今の話とは全く別の話になるんですが、今のこの大阪市内において、住民の皆さんの声をしっかり聞く、そういう役所の仕組みになっているかということ、今度は大阪市長をやって、そういう問題意識を持ちました。

24 番。これ、大阪市は人口が 267 万人いるんです。267 万人の人口がいます。大体、この人口と同じ府県が、広島県や京都府なんです。広島県は 280 万、京都府は 260 万。大体、大阪市の人口と同じです。では、広島県や京都府は、どういう役所の仕組みで住民の皆さんの声を拾い上げているか。

役所が皆さんの声を聞く役所の仕組みになっているかといいますと、広島県の場合には知事がいます。知事が 1 人います。それに加えて、市長が 14 人、それから町長が 9 人。これは選挙で選ばれた長です。選挙で選ばれている。ですから、選挙で選ばれた長。これ、首長といいますけども、選挙で選ばれた長が、広島には、知事 1 人と、市長と町長が 23 人。すなわち 24 人で、選挙で選ばれた長 24 人で、大体 280 万人の皆さんの、住民の皆さんの声を聞く仕組みになっているわけです。京都府も大体、同じ 260 万人。大阪市と同じぐらいの人数ですけど、京都府も京都府知事が 1 人います。選挙で選ばれた長が。それに加えて、京都府は、15 人の市長、10 人の町長、1 人の村長。これは 26 人、選挙で選ばれる長がいるわけです。選挙で選ぶ首長というものがいます。すなわち、これで京都府知事と合わせて 27 人。27 人で、その 260 万人の住民の皆さんの声を聞く仕組みになっているわけです。それが、きちっと 100 パーセント聞くことができるかどうかというのは別として、そういう仕組みになっているということです。

一方、大阪市はどうかといいますと、267 万人の人口が大阪市内にいますけれども、選挙で選ばれる長は、この 260 万人において、僕 1 人だけなんです。僕 1 人で、選挙で選ばれて長になって、これで住民の皆さんの声をすくい上げる仕組みという形に、今なっているわけです、大阪市役所。こちらに阿倍野区長の羽東がいますけれども、「いや、橋下、そん

なん言うけれども、大阪市内には24人の区長がいるやないか」というように思われるかも分かりませんが。あとは、もちろん、しっかり皆さんのための仕事をやっていますけれども、選挙で選ばれてないわけです。選挙で選ばれる、選ばれないというところの、やっぱり決定的な違いが、羽東は、どこまでいっても僕の部下なんです。ですから、僕の指示、命令に最後は従わなければいけないと。羽東には最終的な決定権というものが、やっぱりないわけなんです。特に、図書館をつくるとか、保育所を阿倍野区に幾つつくるとか、どこにつくるかとか、そういうことの決定権はない。図書館をつくる決定権もない。そういう中で、今、一生懸命、仕事をやってもらっているわけです。ですから、区長といっても、やっぱりそこは選挙で選ばれてないということで、皆さんの声を聞いて、最終的に住民の皆さんの意見を聞いて、皆さんに100パーセント応える仕事というのは、僕らはなかなかできませんけれども。でも、いろいろ皆さんの意見を聞いて、「こうしよう」ということを決めて実行するだけの決定権、また大阪市役所の大きなお金を動かす決定権、そういうものは、今は持ち合わせていない。もちろん、できる限り今、阿倍野区長のほうに、羽東のほうに、物事が決められるように、羽東のほうで物事が決められるようには、いろいろ仕組みは変えてきておりますけども。それでも、やっぱり最後の決定権がない。住民の皆さんの声を聞いて、住民の皆さんのために決めるといふことよりも、やっぱり僕の指示で、これは大阪市役所の職員として仕事をするという、そういう立場に今あるわけです。

ですから、これ、こちらの首長、広島県や京都府の市長や町長や村長というのは選挙で選ばれた長ですから、やっぱり住民の皆さんの意見を聞いて、この市長とか町長というのは自分で最終決定権を下せると。そういう立場の者が、広島県や京都府では、知事の他に23人、京都府の場合には知事の他に26人、それだけの人数で260万人とか280万人の皆さんの声を聞こうと、そういう仕組みになっていますが。大阪市の場合には、選挙で選ばれた長、最終決定権を持っている者は僕しかいない。果たして、それで住民の皆さんのいろんな求めに応じた、きちっとした行政ができるのかというところが、問題意識の3つ目の部分です。

これからの時代ですけど、右肩上がりの時代ではありませんから、今あるものとか、そういうものを、必要なものは残すのがあたり前ですが、必要なものを増やしていこうと思うと、やっぱり不要なもの、皆さんに判断してもらって、不要なものというのも減らしていかなきゃいけないわけです。必要なものばかり増やしていくなったら、もうお金ももちません。ですから、住民の皆さんに必要なものと不要なものを、ある意味、それを決めてもらいながら、そこを調整していくということが非常に重要な時代になってくるかと考えております。

そんな中で、例えば25番。大阪市の場合には、大阪市内に選挙で選ばれた長が僕1人なんですけど。例えば図書館が、中央図書館が西区にありますけども、もう図書館なんかでも1区1館と、そういうルールでやっています。1区1館。これ、どこかの区で増やそうと思うと、「うちも増やしてくれ」「こっちも増やしてくれ」となって、これは収拾がつかない

くなってしまうので。今の 260 万人の住民を抱えている大阪市 24 区で調整をしようと思っ  
たら、もう収拾がつかないので、大体、今は 1 区 1 館ということに、大阪市内はなってい  
ます。もう人口の多い少ないとかは関係なく、1 区 1 館と。ところが、東京の場合には、も  
う、これ、それぞれの区が。これは、だから大阪の区と違うんです。東京の区というもの  
は、選挙で選ばれた区長がいますので。まさに今度、大阪も東京のように選挙で選ばれた  
区長にしようと思っているんですけども。東京の場合には、選挙で選ばれた区長がいるも  
のですから、もう、それぞれ自分たちが決められるわけです。住民の皆さんの求めに応じ  
て、どれぐらいの数にするのか、もう最後は区長がと。あと、その区長候補者が「自分の  
地域には、これぐらいの図書館をつくっていくよ」とか、いろんなことを公約で掲げなが  
ら選挙に出て、最後は、住民の皆さんが選挙を通じて、どの候補者にするかということ  
を決めるということができるわけです。ですから、もう各区です。ある意味、自分たちで決  
めてくださいということになっているわけです。

これ、本の数、ちょっと参考までに付けたんですけども。東京都民の場合の東京都民 1  
人あたりの図書数が 2.9 冊、大阪市民の場合には 1 人あたりの図書数 1.4 冊。非常に大阪市  
というのは、東京と比べても本の少ない街なんです。図書館の少ない街。「じゃあ図書館を  
増やせばいいじゃないか」と皆さん、思われるかも分かりませんが、もし 1 区に 2 館つく  
る、阿倍野に 2 館つくる、2 つ目つくるということになると、他の区も全部「2 館つくっ  
てくれ」という話になって、大阪市内で、もう 24 の倍で、すぐ 48 になってしまうとか。「い  
やあ、そんなことを言わずに、じゃあ仕事は調整して、阿倍野には 2 館にして、他の所は  
もう 1 館で抑えてくれ」。それは、僕にやれと言われれば、確かに僕の仕事ではあるんです  
けど。ただ、今、大阪市長として抱えている仕事の量からすると、それを住民の皆さんと  
話し合いをしながら、「阿倍野には 2 館でもいいけれども、こっちは 1 館ね」という調  
整が、1 人ではこれができないので、選挙で選ばれた区長を大阪市内に 5 人置いて、選挙で  
選ばれた区長を 5 人置いて、それぞれの地域で、もう皆さんで、その地域で考えてもら  
いたいというのが、僕の問題意識です。

図書館と、それから、次はスポーツセンター。26 番。こちら、スポーツセンターも今、  
1 区 1 館と。温水プールも 1 区 1 館になっていると、大阪市の場合には。これは、東京の場  
合には、もう各区で決めてくださいと。住民の皆さんで、何が必要なのか、自分たちがど  
れぐらいの数が必要なのか。それは、大阪市内 5 つの地域に分かれて、自分たちの地域に  
合わせた施設の数、そういうものを考えてくださいというのが、この特別区設置の 3 つ目  
の背景なんです。

特に今、教育なんかの問題もありまして。例えば 29 番。これは、こちらが体罰、こちら  
がいじめ。大阪市の教育現場は、体罰の問題、いじめの問題、これは教育委員会が一生懸  
命、頑張ってくれて、やっているんですけど、なかなかこの数というものが落ち着かない  
状況になっています。これは、今、大阪市は教育委員会が 1 つなんです。教育委員会 1 つ  
で、学校、大体、小学校中学校合わせて 400 校ぐらいを見ていかなきゃいけないんです。

教育委員会1つで。これはもう僕は限界じゃないかと思っています。限界じゃないかと。ですから、この特別区設置によって5つの特別区ができますと、大阪市内に5つの教育委員会ができるわけです。ですから、教育委員会1つが担当する学校数がグッと減って、今よりも教育委員会、その学校の現場が見られるんじゃないかという僕の考えです。

それから、児童相談所で。30番。これ、児童虐待の数も、大阪市内で、どんどん増えていくんです。これに対して、今、大阪市内、児童相談所は1つしかありません。これは、やっぱり少な過ぎるだろうということで、今回、僕は2つ目をつくるという、そういう方向性を決めまして。

予算というものも、そういう議会の同意を得たことになるんですけど。同意を得たんですけども、それでも2つです。こういうものは、やっぱり足りないだろうということで、特別区になると、今度、児童相談所が5つに増えます。これは、児童相談所が増えるというだけの話ではありません。児童相談所が増えても、最終的な責任者が首長1人だと、全部そのほとんど案件は、現場のほうで対応はしてもらうんですけども、やっぱり案件によっては、重大案件になってくると、僕のところにどんどん上がってくるわけです。学校のいじめの問題もそうです。虐待の問題も上がってくるわけです。これ、とても1人では、もう対応できないと。ですから、児童相談所を5つに分けると同時に、最終の責任者も選挙で選ばれた区長5人置いて、今、僕1人でやっているところを、少なくとも大阪市内、5人の責任者で、しっかりと住民の皆さまのサポートをしてもらおうというのが、この特別区設置、大阪都構想の考え方です。

それから、学校の統廃合問題もありまして。31番。31番で。実は大阪市の学校って、子どもが減ってきていまして。一部の学校は増えています。阿倍野なんかでも常盤とかは増えているんですけども、もう、おおむね、大体、学校、子どもたちが減っていったわけです。これは、1学年1クラスとか1クラス以下になると、もう教育環境としては良くないというふうに教育の専門家が言っていて、1学年に、やっぱり2クラス以上が必要だと。1学年1クラスを割ったような、2クラスを割ったような学校は、学校を統廃合していかなくちゃいけないという方針が大阪市にあるわけなんです。その学校の統廃合の対象校、学校を統廃合しなければいけない学校というものが、31番、「83」と書いていますけども、83校を、学校を統廃合しなければいけないだろうという学校があるんですが。上を見ていただいたらお分かりのとおり、20年かかっても、せいぜい9校とか。ここ最近、ちょっと力を入れて6校、統廃合をやっていますけれども。学校の統廃合というのは、なかなか、言うのは簡単ですけど、難しいんです。これは、地域の皆さんの考え方も分かりますし、保護者の皆さんの考え方も分かります。やっぱり卒業をした学校、自分の子どもを行かしている学校、なくなるのは嫌だということで、「統廃合はやめてくれ」という声が出てくるのは、これはもう承知しているんですが。ただ、子どもたちの教育環境のことを考えると、やっぱり、これは、統廃合というものは避けては通れない。ただ、この話を今、誰がやっているかということ、僕の指示の下に各区長がやるわけなんです。だから、やっぱり

ここは、区長のほうでも、そういう、頑張ってくれてはいるんですが、選挙で選ばれた者が出て行って、住民の皆さんと話をしながら、最後 その話をして、最後は「こうさせていただきます」ということで決めていく、納得してもらおうというのが、本来の僕の、大阪市長の役割なんです。今、対象校が 83 校もあって、これを、1 人の市長が全部を担当するということは、不可能な状況なんです。ですから、大阪市内に選挙で選ばれた区長を、今、僕 1 人で担当しているところを、5 名、少なくとも置いて、こういう学校の統廃合問題なんかも、住民の皆さんの声も聞きながら、しっかりと進めていかなければいけないのではないかとというふうに考えて、今回の特別区設置、大阪都構想というものを提案したところで

す。

そして東京は、32 番、それぞれ選挙で選ばれた区長が、いろんな政策を、独自の政策をやっています。これも、また各区で、住民の皆さんの声を聞きながら、それぞれの区で独自のことをやっています。はい、32 番の 。こちら、渋谷区なんていうのは、最近いろいろニュースにも出ていますけども。同性のパートナーを証明する、そういう証明書を出すかどうかという、そういう条例をつくるかどうか。こういうことも今、渋谷区の中で議論されていますけども。今、大阪市の場合には、条例というものは、大阪市全体で条例をつくらなければいけませんけれども、大阪市内、本当にみんな地域の実情が同じなのかどうなのか。さっき大都市局のほうから説明をさせましたけれども、特別区 5 つについて、いろいろ住んでいる方の年齢構成だったり、それから商業地なのか、そうではないのか。

いろんな特色が、大阪市内、5 つの地域それぞれの特色があるのであれば、これを大阪市 1 つと見なして、何でもかんでも一律に、条例でも何でもかんでも一律に決めていくのではなくて。条例というのはルールですけど。それは、大阪市内、5 つの地域の特色に合わせたルール作りだったり、お金の使い方だったり、施設のつくり方だったり。それは、その大阪市内、5 つの地域の特色に合わせた、そういうまちづくりを、今後やっていくべきではないかと。これまでは大阪市内 24 区を全部、1 つの固まりとして捉えていた。そういう大阪市の行政を、大阪市内を 5 つのエリアに分けて、それぞれの地域の皆さんの要望、それから街の特色、そういうものに合わせたお金の使い方、まちづくりをしていく。それを、最後は区長選挙を通じて住民の皆さんに決めていただくと、そういうやり方をやるべきではないかというのが、この大阪都構想の問題意識の 3 番目です。

じゃあ、こういう役所のつくり替えをやって、「本当にそれが、お金ちゃんと回るの？」というところなんです。これは、さっき大都市局から説明がありましたが、パンフレットの「財政推計」のところですよ。5 区を合わせたやつです。26 ページで。26 ページです。はい。これからの 5 つの特別区を合わせた形になっていますけれども、きちっと計算した結果、お金のほうは大丈夫だと。きちっと各特別区で、皆さんに対して、いろいろサービスの提供をすることは可能であるという数字が出ています。ただ、大阪都構想というものを、これを、いわゆる特別区設置、いわゆる大阪都構想というものをやろうと思うと、コンピューターのシステムを変えたり、それから庁舎の整備の費用なども掛かります。これ

が大体 600 億円とか 650 億円と言われているところですが、その最初の費用が掛かったとしても、きちっと二重行政の無駄をなくしたり改革を進めたり、そういうことをしっかりやっていけば、こういう形で 17 年ぐらい、平成 45 年で、使えるお金というのは 2,700 億ぐらい徐々に増えてくるだろうという、そういう見通しもありますので。このお金を使って、5 人の選挙で選ばれた区長が、住民の皆さんにどういうサービスの提供をするのか。それは、各区長が区長選挙のときにマニフェストとか公約で住民の皆さんに訴えかけて、最後は、皆さんがどういう区長を選ぶのか、どういうまちづくりを唱え、訴える区長に票を入れて、自分たちのまちづくりはどうするのかと。これは、選挙で決めていくというような、そういう仕組みで今、大阪市内、5 つ、特色があるまちづくりを進めていくべきだと思っています。お金のほうは、こういう形で大丈夫だという推計、計算が出ております。

こういう考え方、僕の問題意識について、「いや、それはもう、そもそも違う」ということであれば、この特別区設置、いわゆる大阪都構想、これも、やっぱり受け入れられないということになると思います。それから、「いや、その考え方は分かる」と。二重行政をなくす。税金の無駄遣いを省く。大阪全体の発展を目指す。それから大阪市内で、もっと住民の皆さんの声を聞いて。やっぱり、これからの時代、必要なものと不要なものを調整していく時代に入りますから、何でもかんでも捨てるものを増やしていく時代にはなりませんので、必要なものと不要なものをどう調整していくかは、大阪市という大きな器でやるよりも、5 つのエリアに分けてやったほうが、調整がうまくいきやすいと僕は考えているんですけども。ただ、その考え方は分かれると、分かったとしても、「でも、そんな大阪府庁と大阪市役所を 1 から作り直す必要はないでしょう」という考え方の人たちもいます。それは、「今のまんまでも、大阪府庁と大阪市役所、話し合いをすれば、二重行政というものはうまくなくなるんじゃないか」とか、「今の区長に、この選挙で選ばれていない区長に、もっと皆さんの声を聞けるだけの、何かそういう仕組みをつくれればいいんじゃないか」ということを言って、あえて、わざわざ特別区設置、大阪都構想、大阪府庁と大阪市役所を 1 から作り直すというところまでやらなくてもいいんじゃないかという考え方の人たちは、この大阪都構想に反対となっています。その反対の意見は、またお手元のほうに、資料として皆さんに、この 1 枚ものとしてお渡しをしております。反対意見と賛成意見が表裏になっています。

ですから、この反対意見のほうは、今の大阪府庁と大阪市役所のまんまでも、僕がさっき言った問題意識、これは何とかなる。ないしは、僕の問題意識がそもそも間違っているという考え方の人たちなんです。

ただ、ちょっとパンフレットに基づいて説明させてもらいますと、反対意見の中で「住民サービスは低下します」というふうになっていますけれども、これはパンフレットの 19 ページのところ、しっかりと各特別区で必要なサービスの提供ができる財源は確保すると、そういう仕組みにしています。お金は確保する仕組みにすると。この中身については、先ほど大都市局が説明をしております。それから、反対派の人たちは「各区長の判断によ

って、事業が廃止・見直しされます」と。これは、先ほどから言いましたけども、これからの時代、必要なものを増やせば、何か不要なものは減らしていかなければいけない。そういう調整が必要になるということに重きを置いているのが特別区設置、大阪都構想の考え方ですから、それこそ、まさに皆さんが、どういうサービスを増やして、どういうサービスを減らしていくのかということについては、これは選挙を通じて考えていかなきゃということになります。ですから、別に、これは、「各区長の判断によって、事業が廃止・見直しされます」というのは、特別区設置になったからといって、見直されるということではなくて、今後、今の大阪市役所のまんまでも。今度は、大阪市役所のまんまであれば、僕自身が大阪市民の皆さんの声も全体を聞いて、何が必要なか不要なのか判断しなきゃいけない。実際に僕自身は、敬老パスの見直しなんかもさせてもらいましたし、いろんな見直しをさせてもらっています。もちろん反対の意見はいろいろありました。ただ、その見直しのやり方が、「大阪市長1人がやるのがいいのか、5人の選挙で選ばれた区長がやるのか、どっちがいいですか」という話ですから、選挙で選ばれた区長が5人誕生したからといって、急に見直しが進むわけではありません。どの道、もう調整はしていかなきゃいけない。必要なものと不要なものを調整する時代に入りますから、それを大阪市長1人がやったほうがいいのか、大阪市内を5つに分けて、それぞれの地域で、必要なもの、不要なものの調整をやったほうがいいのか。「大阪市長1人でやったほうがいいじゃないか」というのは、大阪都構想反対派、反対の人たちです。「いや、5つに分けて、5つの地域で、選挙で選ばれた区長のもとで調整をやったほうがいい」という人たちは、この特別区設置、大阪都構想に賛成する立場の考え方になります。あとは、そうですね、反対する意見の多くに、大阪府がいろいろ。いろんな話はあるんですけども。

まとめますと、この特別区設置、大阪都構想という考え方は、市民の皆さんは府民でもあるわけですから、大阪市役所と大阪府庁、両方トータルで良くしていかなきゃいけないでしょうという考え方です。だから、仕事の整理をして、役割分担を明確化して、大阪全体に関わる仕事は大阪府庁に、そして住民の皆さんの声をしっかり聞く仕組みとして特別区をつくっていく。大阪府庁・大阪市役所をトータルで考えていきましょう、良くしていきましょうという考え方ですけども。その考え方に対する反対の意見は、「大阪府というものは、すごくとんでもない役所だから、もう、そんな所は、何か役所をつくり直すなんていうことはやらなくてもいい」というようなことも、反対派の人は言っている人もいます。

ちょっと雑ぱくではあるんですけども、この僕の問題意識、二重行政解消、それから税金の無駄遣いを止める。それから、大阪の発展をどう目指していくのか。大阪全体で発展させていくのか、大阪市としてやっていくのか。そして、市民の皆さんの声をよりよく聞いていく仕組み。住民の皆さんの声に基づいて、必要なものと不要なものを調整していく仕組みとして、今の大阪市長1人がやっていく仕組みがいいのか、それとも選挙で選ばれる5人の区長が担当していくほうがいいのか。こういうところで、賛成・反対、考え方



が分かれるところです。そこを、しっかり考えていただきたいと思っています。

以上です。

(司会)

以上で説明は終了致しましたので、これより会場からのご質問にお答えしていきたいというふうに考えます。ご質問がある方には、その場で手を挙げていただき、指名させていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ち致します。この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずマイクを通して質問していただきますよう、お願い致します。

なお、本日の質疑内容は、後日、全てホームページで議事録として公開されます。本日は多くの方々にご出席いただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問にお答えしたいと考えております。ご質問は、どうか簡潔にお願い致します。4時までと時間に限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いできますでしょうか。どうですか。

そしたら、そちらの男性の方に。

(質問者1)

身近な 3 ページのところにあるんですけど、各区によって「教育(小・中学校)」と書いてあるんですけど。はっきり言うて、私、松虫中学出身です。その松虫中学校。ほんで、松虫中学校もそうなんですけども、西成区が入ってくるんです。入るから、この5区でゆうたら中央区になるところ、それで入ってくるんですよね。そういう区にまたがる校区、通学区域。これは、阿倍野区内では松虫中学の、金塚小学校の山王町、ほんで阪南中学やと晴明丘南小学校の天神ノ森、このパターンがある校区。こういうところは、多くが1つの大阪市立の学校としてあるんですけど、この5つの特別区になった場合は、これは解消されるんでしょうか。

(橋下市長)

原則は、教育委員会の責任者が各特別区になりますので、特別区の住民の方が各特別区の教育委員会所管の学校に通うということになりますけれども。協定書の中で、現在の大阪市が提供しているサービス水準は引き継ぐということになっていますので、これは各特別区間でしっかり協定を結んでもらって、その受け入れ等について、きちっと協議をしてもらうということになります。ただ、各特別区間で責任の所在をはっきりさせるために、各特別区の教育委員会が所管する学校に、特別区の子どもに通ってもらうということに、原則にはなると思います。

(質問者1)

じゃあ、もう1件。これは質問ではないんですけども。画面で示されている資料で、こちらのほうと、もう1つの31番とか34番とか、ごっつい分かりやすい。東京と大阪の比較。この資料を区役所かどこかで配布していただくことはできないんでしょうか。

(橋下市長)

ちょっと大量に、資料が多いので、もう1回、行政で整理して。申し訳ないんですけども、ホームページか何かで掲げて、ないしは、閲覧用として各区役所に1部か、ないし数部。これ、行政の資料ということでもとめたものでは、大丈夫なんですか。

(質問者1)

こちらの資料が、ごっつい分かりやすいので。

(橋下市長)

こちらで僕が使わせてもらった資料については、ちょっと皆さんに公開の方法を考えさせてもらいます。ホームページか、ないしは。ちょっと全員にお配りするのは、分量が多いので、申し訳ないんですけども。

(質問者1)

はい。お願いします。

(橋下市長)

はい。

(司会)

どうも。

(質問者1)

こちらのほうが、すごく分かりやすかったの。

(橋下市長)

分かりやすかったですか。

(質問者1)

はい。

(司会)

どうもありがとうございました。

他に、そしたら、右の後ろの男性の方。

(橋下市長)

ごめんなさい。先に、ちょっと。お帰りになられる方も多くいらっしゃると思いますので、先に、ちょっとパンフレットの31番、32番。大都市局のほうからは、「よくある質問に答えますということで、Q&Aになっているので、後で読んでくださいね」ということがあったんですけど、これだけ、ちょっと答えだけ。

要は、特別区設置になっても住民サービスは下がらないというのは、先ほど説明させてもらったとおりです。水準は維持するということになっていて、それだけのお金は確保すると。それから、特別区設置になったからといって税金や水道料金が上がるということはありません。それから、特別区設置になったからといって地域のコミュニティや地域の行事がなくなるということもありません。今の区役所はそのまま残ります。ですから、窓口のいろんなサービスは、今の区役所でそのまま行います。それから町名については、もうこれは先ほど説明があったとおりです。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きは、これは、市町村合併のときには、こういう変更の手続きはなしになるように対応をしていますので、今回のこの特別区設置においても、皆さんに住所変更等の手続きはないような対応が、そういうように対応を、ちゃんと皆さんに負担をしてもらうようなことがないように調整をしていきたいと思っております。

それから、よくいわれる「大阪府の名前のまんまで、大阪都にはならないんじゃないか」ということですが、名称は、住民投票、賛成多数になった後に、これは法律改正が必要になります。ただ、今回、僕がなぜ特別区設置、大阪都構想というものを打ち出したか、提案したかの背景は、名前の話ではなくて。僕が大阪の知事と市長をこれまでやってきて、大阪を今、見たときに、二重行政の問題だったり、税のいろんな無駄遣いの問題だったり、大阪を発展させるために、今まで大阪府・大阪市で話し合いをしていた、これは、やっぱり一体で大阪全体をけん引していかなきゃいけない、そうすべきじゃないかという問題意識だったり。それから、先ほど繰り返し言っていますけれども、この大阪市内で、住民の皆さんの声をもっとよく聞く仕組みをつくらなきゃいけないんじゃないか。そういう問題意識の下での解決策が、特別区設置ということでありまして。住民投票で多数、賛成多数になると、その時点で、法律上は都と見なされます。都と見なされます。名称の問題は、また後で、それは法律改正で名前を変えていくということなんです。どうしても名前だけでも賛成・反対、そこを決めてしまおうという人は、この住民投票、賛成多数になった場合でも、ただちに名前は、都にはなりません。ただちには。ただ、当然、名前を変える法律改正の手続きに入っていきますし、名前の問題というよりも、二重行政の問題、税金の無駄遣いの問題、住民の皆さんの声をしっかり聞く役所の仕組みづくり、それから大阪

を発展させるために、大阪全体に関わる仕事は大阪府庁のほうに、もう担わせるということの問題意識から、今回の特別区設置と、いわゆる大阪都構想というものを提案したところであります。

すいません。

(司会)

すいませんでした。

(質問者2)

すいません。二重行政の無駄を省くとか、財政削減とか、いろんなことで、構想のお話はたくさん聞いたんですが。私は、橋下さんには非常に期待しておりまして。今までの市長、知事さんの、誰がやっても一緒という時代を大いに変えてくれたということで。ちょっと、先ほど詳しくお話を聞いて、この市と区の職員の数がほとんど変わらないですよ。これで、人件費がほとんど横並びの推移をするような格好で、これは削減になるのかなという感じ。それで、その後の財源の活用の、45年には何兆や何とかという。これが、最初が33年でしたか、そのときは、そこからこの活用範囲が上がってくるということになっていきますけども。そしたら、その箱物とか、その償却、それとか返済とか、維持費とか、いろんなものが入っていますよね。そういったものもリカバリーしながら、これを返済していくのに、600億円ぐらいの諸経費が掛かるということも含めながら、平成33年に活用範囲がグーンと上がっていくということは、赤字が償却できているというふうに解釈するんですか。

(橋下市長)

まず、ちょっと職員体制のところから説明をさせていただきますけれども。これも、さっき17ページです。ごめんなさい。パンフレットの17ページのところなんです。「職員、ほとんど変わってないやないか」ということなんですけれども、公務員ですから、簡単に解雇ということはできません。今の大阪市役所の問題点として、さっき大都市局から説明をしましたが、事務職が少ないんです。実は必要な必要、不要と言うとあれですね。足りていない職員がいるわけなんです。事務をやる職員が非常に足りないんです。「大阪市の職員って、多い」と皆さん、聞かれたこと、よくあると思います。確かに多いんです。全体数は多いんですけども、事務職じゃなくて、事務職以外の職員が他の都市と比べて非常に多くて。やっぱりこれは、さっき言いました、大阪市は必要なものを増やして、ここを、調整をしていくという話は、職員も同じでして。足りない職員は増やしていかなくちゃいけない。だから、教育委員会を僕は5つ置かなくちゃいけない。教育委員会なんていうのはバンバン増えていくと思います。児童相談所なんかというのも増やさなくちゃいけない。そうじゃなくて、やっぱり他の都市と比べて多過ぎる職員というものは、これは少な

くしていかなきゃいけない。

ですから、すぐに、29年4月の発足当時は、こういう形の人数になっていますけれども、これを徐々に整理をしていく過程の中で、非常に効率的な役所の姿を目指して。ちょっと平成45年ころという、そういう状況になっていますけれども、そこに行って、こういう数字まで戻していくと。これは、数字を戻すだけじゃなくて、必要な職員、足りていない分野の職員を増やししながら、そうではないところの職員というものを、増加を抑えて、一番バランスのいい職員体制にするということです。ちょっと人数、数からすると「あんまり変わってないじゃないか」と思われるかも分かりませんが、その数だけではないところにもポイントがあるというところは、ご理解いただきたいというふうに思っています。

それと、償却の部分は、まさにおっしゃるとおりで、最初のその数年間、これは初期費用として経費が掛かりますので、600億円掛かりますので、ここで最初の4年とか5年、節約して。活用可能な、あるものを使いながら、で、これが600億円、きちっともう償却できた、償却というか、経費掛かった分が終わった後、そこから活用できるお金が増えてくるといふ、そういうプランなんですけども。

(質問者2)

分かりました。

(橋下市長)

ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。

他に。そしたら。

(質問者3)

住所変更に伴う土地の登記簿、これの書き換えの費用というのはどうなっている。これは、私のとこ、20年ほど前に近所の家が売りに、売るということで、ほんで法務局のほうへ行ったんです。そしたら、4丁目2-1から2-5が、法務局のミスで逆になったんです。2-1が2-5になったんです。それで、向こうの間違いで、この手続きをするのに、お金が十数万掛かったんです。

(橋下市長)

そうですね。

(質問者3)

ええ。「それは払ってください」ということで。それで、もし今回、住所が変わって、土地の登記を変えるときに、その費用というのはどうなっているのでしょうか。

( 山口大阪府市大都市局長 )

大都市局のほうからご説明させていただきますけれども、先ほどのパンフレットの31ページ、32ページ。32ページの「問6」と同様だと思うんですが。当然、登記の住所というのも変更になると思いますけれども。今回の場合、市町村合併のときに、わざわざ登記の変更をしていただくというようなことがないような形で、過去、いろんな自治体がやっておりますので、当然、住民投票で特別区設置ということになれば、皆さまにご負担がないような形で処理をしていただくように、法務局のほうと調整をさせていただきたいというふうに考えております。

( 橋下市長 )

ですから、免許証なんかでも、すぐに住所変更なんかする必要はなくて。これは、市町村合併のときに、そのままずっと使って。実際にどこかに転居するわけではなくて、住所の表記が変わるだけです。次、免許の更新のときに、新しい免許証にするときに、きちっとした新しい住所にしていくという形で、徐々に表記を変えていくという形になります。法務局のほうには、ここはもう役所同士で調整をして。それを全住民の皆さまに負担していただくなんていうことになったら、エライことになってしまいますから、これはもう役所同士の連絡の中で、きちっと対応していきたいと思っています。

( 質問者3 )

住民負担はないということですね。

( 橋下市長 )

はい。

( 質問者3 )

はい、分かりました。ありがとうございました。

( 司会 )

ありがとうございました。

そしたら、奥のほうの女性の方。

( 質問者4 )

すいません。住民投票の結果、大阪市が廃止され、特別区が設置されると、二度ともと

に戻らないと言われていて。橋下市長は、区になるといなくなるわけですよね、府から。そうした未来を考えてられるということは、府側だと、次の計画は、もうされているんですか。

(橋下市長)

計画というのは、どう。

(質問者4)

市長が、なくなる。市長で。

(橋下市長)

はい。僕はもう首になりますので、29年の4月に。

(質問者4)

はい。今は松井さんと一緒に、大阪のために頑張っておられるじゃないですか。じゃあ、それが今度はなくなるじゃないですか。そしたら、大阪を考えて、こういうことをされるのであれば、次のほう、次はどんなことを考えて、されているんですか。中途半端に5つに分けて、それで「おさらば」と言われたら、たまったもんじゃない。

(橋下市長)

いや、1つは、僕が、本当に僕は、いい市長だとは、もう全然、思っていないくて。もう、いろんな問題も起こします。いろいろありますので。ただ、1人の市長で全部、大阪市内を見ていくというよりも、先ほども言いましたけれども、大阪全体のことは大阪府庁にお願い、仕事をやってもらいながら、この大阪市内は、やっぱり5人ぐらいの担当者、責任者を置いて、それぞれ住民の皆さんがきちっと区長を選んでもらいたいと思うんです。で、その後、僕自身はどうするかということなんですけども、それは、やっぱり僕は、堺もきちっと今度、この大阪都構想の中に入れてきてもらって。これは、順番を今、ずっと追っかけていっているんですが。大阪が5区になる。今度、大和川の北と南が1つになって、力を合わせて。やっぱりこれは、僕は大阪の中心のエンジンになってもらわなきゃいけないと思っていますから。堺というものが、しっかり大阪の区の中に。堺という名前は残したまんまで、この都構想の区の中に。東京23区のように、大阪堺15区か何かの一部に入れてきてもらうような、そういう活動はしっかりやっていかなきゃいけないと、僕は思っているんですけど。

(質問者4)

じゃあ橋下さんも、大阪府民になってもらうように。

(橋下市長)

え？

(質問者4)

大阪の府民になってもらえたりはするんですか。今は市民じゃないじゃないですか。

(橋下市長)

そうですね。

(質問者4)

大阪の中に入ってきていただけたら、私たちはすごくうれしいなと思うんですけど。

(橋下市長)

いやあ、でも僕は、阿倍野では結構、嫌われていると思いますよ。ちょっといろんな事情がありますから。

(質問者4)

やっぱり…。

(橋下市長)

でも、いや、僕、全然、大阪全体のことを考えているので、どこに住んで。大阪がトータルで良くなればいいというふうに考えていますから。ただ、ちょっと、そこ、いつ、お約束はできないんですけども。いつか、どうなるか、それはいろいろあると思います。

(質問者4)

やっぱり、こうやって変えようと思われているんだったら、ぜひ大阪の府民になって。

(橋下市長)

そうですか。

(質問者4)

はい。いろいろ意見をしていただけたら、私たちも安心して。

(橋下市長)

そうですか。



( 質問者 4 )

はい。生活できるかと。

( 橋下市長 )

分かりました。すいません。いや、ちょっと阿倍野では、あんまり僕は駄目だったので、今回。

いや、でも、大阪で今、大阪市域内、大和川の北側と南側と。大阪市域内って、こうなっているんですけども。東京 23 区に住むといたら、23 区どこに住んでも「東京 23 区に住んでいる」という言い方を東京ではしますので、僕は、ちょっと時間かかるかも分かりませんが、大阪堺 15 区の中に住んでいると。それが、この大和川の北なのか、大和川の南なのか。新しい大阪にできる区というところを良くして行って、そこに自分がいつ住むかというのは、ちょっとお約束はできないんですけど。いや、非常に心強いエールだと思って、ありがとうございます。

( 司会 )

どうもありがとうございました。

あと残り時間が 8 分ぐらいになっておりますけど、あと 1 人、2 人ぐらいになるかと思えます。そしたら、その向こうの男の方。

( 質問者 5 )

少し都構想からは離れるかも分からないんですけども。例えば、天王寺の駅で降りられたお客さまが、朝の通勤時間帯、改札を出られた後、たばこを、火をつけて会社のほうに向かわれる方がおられるんですけども。5 分、7 分したら、たばこをポイ捨て、道に放られていっておられる方が大半なんですけども。マナーのいい方につきましては、ポケットの手持ちの灰皿を持っておりますけども。大部分がポイ捨てなんですけども、そのようなことにつきまして、今、大阪市のほうで何か手を打たれているのかどうか、知っていたら教えていただきたいんですけども。

( 橋下市長 )

路上喫煙について禁止している地域は、今、御堂筋、中之島の辺りは禁止区域になっているんです。で、今回、京橋のほうで。これ、都島区長が頑張ってくれて、地元の人たちと協議をして、京橋の 1 つのエリアも路上喫煙が禁止の区域になっています。今度、天王寺からの所が今、経過観察ですね。

( 羽東区長 )

今のお話で、阿倍野区の区政会議でも同じようなお話をいただきまして。今、阿倍野筋の工事が進んでおるんですけれども、その中で、区のほうでも、違法駐輪のゾーンというのが阿倍野筋界隈にあるんですけれども、そこが禁止ゾーンですけれども、そこと同じような形で、京橋駅周辺のような形をできないかというふうに検討をしております。

(橋下市長)

ですから、これも、別に特別区設置にしたから、すぐに路上喫煙が禁止になるというわけではないんですけれども。さっき渋谷区の事例、ありましたよね。条例のところ。出ますかね。出ないですか。もう出てこないですか。渋谷区あの条例のところ。35。32。この渋谷区の条例なんですけれども、今おっしゃられた路上喫煙の禁止って、確か、あれ、千代田区かどこか、かなり全面的に禁止したりしているんです。今、大阪市の場合だと、ルール決めようと思うと、大阪市全体のルールにしなきゃいけないんです。大阪市全体のルールにしなきゃいけないくて、そこで各区長が、区政会議なんかを通じて地元の皆さんと協議をしながら、どこを禁止区域にするか、どうするか。いろいろ協議をしながら、話し合っ、やってもらっているんですけども。

仮に、これは、あれですよ、5つのエリアに、もう分かれて、それぞれに選挙で選ばれた区長と、選挙で選ばれた区議会議員が誕生すると、そのエリアごとにルールを決めることができるんです。ですから、大阪市という1つの大きな大都市でルールを決めていくほうが、地域の皆さん、住民の皆さんの要望に応じた、機動力のある素早い対応ができるのか。それとも、大阪市内を5つに分けて、特別区というものを5つに分けて、「それぞれのエリアでルール作りを考えてよ」と言ったほうが、住民の皆さんの声に基づいた素早い対応ができるのか。これも、どちらをどう考えるかでしょうね。もちろん、今のまんまでも、今、区長が頑張っ、住民の皆さんの声を聞きながらルール作りというものを考えていますけれども。僕は、僕の市長経験をもとにすると、大阪市内、5つにエリアを分けて、それぞれに選挙で選ばれた区長と、選挙で選ばれた区議会議員が、それぞれのエリアでルール作りをやっていけばいいのかなとも思うんですけど。

天王寺界隈のほうでも今、進めているということなので。ちょっと、これも、京橋のほうもかなり時間かかりましたけども、進めていくということなので、またいろいろご意見をいただけたらと思っています。

(司会)

ありがとうございました。

最後に、もうお一方だけ、どうですか。そしたら、そちらの、お一人。挙手いただいたら。挙げてはりますので。

(橋下市長)

皆さん、ご質問は、もし回答がどうしても欲しいという方は、紙に書いていただいて、区役所に渡してもらえますかね。きちっと役所として対応して、回答をさせていただきますので。ちょっと時間が足りないので、皆さん、質問がある方は役所のほうに、区役所のほうに。質問を紙に。もう様式は問わないので、連絡先だけ記載してもらって、質問をしてもらえれば、きちっと回答をしたいと思います。これ、連絡先に郵送できないから、来たものをネットに。「市民の声」とか、そういうところで。とにかく区役所のほうに質問を出してもらえれば、回答するようにしますので。ホームページで公開するのか、個別に郵送するのか、まだちょっと、それは対応を考えさせてもらいたいと思いますけども、質問のほうは必ず回答をしますので、またどんどん出してください。

(質問者6)

時間がないので、ちょっと簡潔に。市長、ちょっとだけ、お願いできるだけ。5月17日、仮にOKとなった場合に、仮といいますか、完全にOKになると思うんですけど、その隣接の市。堺もあるんですけど、豊中のほうで、人の言うのを、住民のほうですけども、その区に寄せてほしいと、向こうで賛成となったとき、また大阪の府のほうで、「いや、あんたんとは寄せないよ」というようなことがないと思うんですけど、そのときのシステムというんですか、それをちょっと教えてもらったら。条例の中で。と同時に、先ほどおっしゃられました新しい区ができたら、願望ですけども、大阪都市長に橋下市長、そして知事に松井さんと、こういうパターンに。できましたら今日、説明できるんでしたら、やっていただきたいと。ちょっと、この2つを即答でお願いできたらと思います。

(橋下市長)

すいません。後半のほうは、これは、今日、ちょっと大阪市役所の説明になっていますので、なかなか政治家としての回答ができないことになっているんです。ですから、それは、また、この説明会が4月の27に終わりますから。27でしたっけ。26。

26に、この大阪市役所の説明会が終わった後は、大阪維新の会として、また説明をしますから、そのときに、きちっと、その点は回答をさせてもらいたいと思います。

(会場の男性)

お待ちしております。

(橋下市長)

はい？

(会場の男性)

お待ちしております。

(橋下市長)

ただ、大阪市の周辺の部分については、これは、もともとの大阪都構想という話では、そこを、全体を含めて考えなければいけないという思いからスタートをしまして。法律も、大阪市の周辺の市町村、堺市も、豊中も吹田も、守口、門真、東大阪、これも対象になっています。ただ、それぞれの市長、それから議会が、特別区になるという、そういう決定をして、初めて特別区の中に入ってくるということになりますから、これはもう、それぞれの市町村、それぞれの市の長の、議会の判断になるんですけど、こればかりは、まずは、きちっと大阪市域と堺のほうと、そういうところをしっかりとこの区にして。やっぱり「大阪の大都市のあり方としては、こういう姿のほうがいいよね」ということが、しっかり示されれば、周りの市も区のほうに入れてほしいということになると思います。法律上は、それは可能です。

(司会)

そしたら、質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(橋下市長)

すいません。皆さん、本当にお忙しい中、ありがとうございました。まだまだ十分な説明はできなかったと思うんですけども。「いや、まだ全然、分からない」という人、どれぐらいいらっしゃる？ いや、もう正直におっしゃってください。そうですか。もう全然。そうですか。

まだ 39 回、説明を尽くしていきたいと思いますので。今日は、ちょっとこういう形で、これぐらいの時間で申し訳なかったんですけど、39 回の説明の中では、徐々に話の中身を変えていきますので、ぜひ次も参加いただき、分からないという人は、また次に参加していただきたいと思います。

本当にお忙しい中、ありがとうございました。

(司会)

終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げますので、もうしばらくだけ、ちょっとお席にそのままいらっしゃってください。

本日お配りした資料は、お捨てにならないで、必ずお持ち帰りください。住民投票は 5 月 17 日、日曜です。大切な 1 票ですので、必ず投票をしていただきますよう、お願いいたします。住民説明会は、他の会場の説明会も Ustream (ユーストリーム) によるネット中継録画、および全区役所でも中継しています。「もう一度、説明を聞きたい」「他の会場の質疑応答をご覧になりたい」という方は、そちらをご利用ください。よろしく申し上げます。

それでは、本日は、これをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了させて

いただきます。長時間、ありがとうございました。  
お忘れ物のないように、周りをもう一度、確認の上。